

平成 30 年（平成 29 年度実績） 「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等
状況報告書」を提出してください。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第 12 条の 3 第 7 項）に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した排出事業者（二次マニフェストを交付した中間処理業者を含む）は、前年度に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況について、事業場ごとに取りまとめた報告書を、様式第三号により作成し、毎年 6 月 30 日までに、事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に報告しなければなりません。

1 報告対象者

対象期間内にマニフェストを交付した者（事業者）が全て報告対象者です。

前年度に、マニフェストを交付した場合は、交付枚数および排出量に関わらず、報告書の提出が必要です。

また、二次マニフェストを交付した中間処理業者も対象となります。

電子マニフェスト使用分については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（電子マニフェストの運用組織）が集計して、都道府県知事等に報告を行いますので、排出業者自ら報告する必要はありません。

ただし、紙マニフェストと電子マニフェストの両方を使用した場合は、紙マニフェスト使用分についてのみ報告が必要です。

前年度に、マニフェストを全く交付しなかった場合は、報告書の提出は不要です。

2 報告対象期間および提出期限

報告は毎年 1 回、A 票の交付日が、前年度の「4 月 1 日～3 月 31 日までに」当たるマニフェストについて、6 月 30 日までに報告してください。

今回は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの実績を、平成 30 年 6 月 30 日までに提出して下さい。

3 報告書の提出先

(1)持参、郵送の場合

郵便番号 840-8570

住所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

宛て先 佐賀県 県民環境部

循環型社会推進課 監視指導担当

(2)メールの場合

junkan-sanpai@pref.saga.lg.jp

4 報告書様式 と 入手方法

「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（様式第三号）は、廃棄物処理法施行規則第 8 条の 27 関係様式第三号によるものと規定されています。（マニフェストやその写しの添付は不要です。）

- 「様式第三号」は県庁ホームページから入手できます。

佐賀県 HP→くらし・子育て→自然・環境・リサイクル→廃棄物・リサイクル→届出・手続

→平成 30 年（平成 29 年度実績）「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書」を提出してください→様式ダウンロード

5 提出方法と提出部数

1 部を持参又は郵送、メールにより提出してください。

- どの提出方法においても、提出された報告書はお返ししませんので、必ず報告書（控え）を保管しておいてください。提出後、報告書の内容などについて、確認の連絡をすることがあります。

県の受領印が押印された報告書（控え）が必要な方は、

(1)持参の場合：報告書（控え）も合わせて 2 部持参

(2)郵送の場合：報告書（控え）も合わせて 2 部と、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

メールの場合は押印できないため、受領印が必要な場合は、持参や郵送により提出をしてください。

- 1 部のみの提出や、封筒が入っていない場合は、控えをお返し致しませんのでご了承ください。

◎メールで提出される方は、必ず【メールの件名】と【添付ファイル名】に『「報告者名（会社名）」 + マニフェスト報告』と入れてください。

また、複数の事業場分の報告書を同時に提出する場合は、

『「報告者名（会社名）+ 事業場の名称」 + マニフェスト報告』と入れてください。

例) 『「〇〇(株) 佐賀工場」 マニフェスト報告』



『「〇〇(株) 佐賀第 2 工場」 マニフェスト報告』

6 罰則

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告の義務を怠った場合は、佐賀県知事から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合はその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合、必要な措置を講ずるよう命ぜられ、この命令に違反した場合は 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に課せられます。


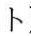
様式ダウンロード

1 作成要領



 「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書作成要領」（平成 30 年 2 月改訂版）.pdf  (PDF : 360 キロバイト)

作成要領は必ずお読みください。はじめのページに、報告に必要な書類のフローチャートを載せています。


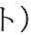
2 記載例・チェックシート

 [図解記載例とよくある間違い・提出時チェックシート（平成30年2月改訂版）.xls](#) （エクセル：2.9メガバイト）

3 様式

 [「様式第三号」\(平成30年2月改訂版\) .xlsx](#) （エクセル：56.8キロバイト）

4 関連資料

 [「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書に関する「Q&A」と「規定（抜粋）」（平成30年2月改訂版）.pdf](#) （PDF：381.5キロバイト）

電子マニフェストを活用しましょう

電子マニフェスト制度とは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

- (1) 事務処理の効率化
- (2) 法令遵守（コンプライアンス）
- (3) データの透明性

などの効果があり、具体的には大量の紙やデータの管理などのコストが軽減され、データの紛失や記入漏れ、不正記入がなくなるというメリットがあります。

なお、電子マニフェスト使用分については、報告不要です。

くわしくは、下の関連リンク「佐賀県では電子マニフェストの普及を推進しています」をご覧ください。

関連リンク

[環境省ホームページ](#)

[公益財団法人 日本産業廃棄物振興センター（JWNET）](#)

[（電子マニフェストについての運用組織）](#)

[日本標準産業分類（平成25年10月改定）](#)

[（業種中分類が不明な場合は、こちらを利用してください）](#)

[佐賀県では電子マニフェストの普及を推進しています](#)

佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課

監視指導担当

電話：0952-25-7108

FAX：0952-25-7109

mail-address: junkan-sanpai@pref.saga.lg.jp